

様式第1の2（第1条の6関係）

1 危険物 仮貯蔵 承認申請書  
仮取扱い

2 令和〇〇年 〇月 〇日

3 柏市消防長 宛

4 申請者

住所 〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (電話 000-000-0000)  
氏名 〇〇工場株式会社 代表取締役社長 消防 太郎

5	危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 電話 000 ( 000 ) 0000		
		氏名	〇〇工場株式会社 代表取締役社長 消防 太郎		
6	仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 ・ 名称	〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇工場株式会社 東側空地		
7	危険物の類、品名及び最大数量	第4類第1石油類 (ガソリン) 3,000 リットル	指定数量 の倍数	15 倍	
8	仮貯蔵・仮取扱いの方法	200 リットルの金属製容器 (ドラム缶) を貯蔵し、手動ポンプを用いてドラム缶から金属製携行缶への詰め替えを行う。安全対策は別紙のとおり。			
9	仮貯蔵・仮取扱いの期間	令和〇〇年 〇月 〇日から令和〇〇年 〇月 〇日まで10日間			
10	管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)	敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。作業前後に点検を行い、その結果を記録する。 第五種消火設備 10型粉末消火器 3本設置する。			
11	現場管理責任者	住所	〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 緊急連絡先 000 ( 000 ) 0000		
		氏名	危険物 次郎		
12	仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理	被災地における燃料不足により、災害復興支援車両等への燃料補給を行うため。注入完了後、流出等ないことを確認し完了する。			
13	その他必要事項	金属製携行缶による給油は、この場所で行わない。			
※ 受付欄		※ 経過欄		※ 手数料欄	
		承認年月日 承認番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。  
4 ※印の欄は、記入しないこと。

- 1 仮貯蔵、仮取扱いのいずれか一方しか行わない場合は、実施しない申請を二重線で抹消する。
  - 2 申請日（申請提出日）を記入する。
  - 3 「申請者」欄は、申請者が法人の場合は、その名称、代表者氏名、事務所の所在地及び電話番号を記入する。
  - 4 「危険物の所有者・管理者又は占有者」欄は、仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）を行う危険物の所有者、管理者又は占有者について記入する。
  - 5 「仮貯蔵・仮取扱いの場所」欄は、仮貯蔵等を行う場所の所在地及び名称を記入する。
  - 6 「危険物の類、品名、数量」欄は、類、品名、仮貯蔵等をする最大数量及び指定数量の倍数を記入する。
  - 7 「仮貯蔵・仮取扱いの方法」欄は、仮貯蔵等の方法及び静電気対策や流出防止措置等の安全対策を具体的に記入する。
  - 8 「仮貯蔵・仮取扱いの期間」欄は、期間が10日以内になるよう年月日及び期間を記入する。
  - 9 「管理の状況」欄は、標識等の掲示、バリケードの設置、消火設備や警報設備の設置等、危険物の管理方法や監視・消火体制を具体的に記入する。
  - 10 「現場管理責任者」欄は、現場管理責任者の住所、氏名及び緊急連絡先を記入する。  
なお、危険物取扱者が作業に従事する場合は、危険物取扱者免状の写しや氏名及び資格の種類等を記載した書類を添付する。
  - 11 「仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理」欄は、仮貯蔵等を行う理由及び期間経過後の処理の方法を記入する。
- ※ 各欄の記入事項を別紙にして添付することもできます。

## 補足事項

- ① 手続きの時期：仮貯蔵等を行おうとする7日前までに
- ② 手続き可能な方：どなたでも手続きできます
- ③ 代理人による手続き：代理人でも手続きできます（申請者からの代理人への委任状が必要になります）
- ④ 手続き方法：直接窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
  - 1.危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書
  - 2.承認を受けようとする場所の案内図
  - 3.仮貯蔵等に係る建築物、工作物等の配置図及び周囲の状況図
  - 4.仮貯蔵等の方法の説明図
  - 5.仮貯蔵等に係る電気設備図面（タンクローリーを使用する場合は、完成検査済証の写し及び車検証）
  - 6.現場に常駐する危険物取扱者免状の写し
  - 7.安全対策（火気管理等、添付として標識等及び消火設備並びに警報設備に関する位置図面・仕様書）
  - 8.緊急時対策（火災時及び漏洩時の対策及び連絡網の作成等）
- ⑦ 手続きにかかる費用：別紙、柏市手数料条例に掲げる金額  
（補足）手数料の御支払いは納付書による振込になります。納付書は申請時にお渡しします。
- ⑧ 手続き後にお渡しするもの
  - 1.危険物仮貯蔵（仮取扱）承認証又は不承認通知書
  - 2.危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書の副本
- ⑨ 注意事項：この申請により許可を受けた後でなければ、仮貯蔵等を行うことはできません。

柏市手数料条例に基づく危険物製造所等に係る申請手数料一覧						単位:円
施設区分	指定数量	許可申請		完成検査申請		
		設置	変更	設置	変更	
製造所	10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750	
	10を超え50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000	
一般取扱所	50を超え100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500	
	100を超え200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250	
屋内貯蔵所	200倍を超えるもの	92,000	46,000	46,000	23,000	
	10倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000	
	10を超え50倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500	
	50を超え100倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750	
	100を超え200倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000	
屋外タンク貯蔵所	200倍を超えるもの	66,000	33,000	33,000	16,500	
	100倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000	
	100を超え1万倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500	
地下タンク貯蔵所	1万倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750	
	100倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500	
屋内タンク貯蔵所	100倍を超えるもの	39,000	19,500	19,500	9,750	
簡易タンク貯蔵所		26,000	13,000	13,000	6,500	
移動タンク貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250	
	積載式以外のもの	26,000	13,000	13,000	6,500	
屋外貯蔵所	積載式のもの	39,000	19,500	19,500	9,750	
		13,000	6,500	6,500	3,250	
給油取扱所		52,000	26,000	26,000	13,000	
	屋外給油取扱所	66,000	33,000	33,000	16,500	
販売取扱所	屋内給油取扱所	26,000	13,000	13,000	6,500	
	第1種販売取扱所	33,000	16,500	16,500	8,250	
第2種販売取扱所						
申請区分		金額	地方公共団体の手数料の標準に関する政令に			
仮使用承認申請		5,400	に基づき、柏市手数料条例の定めによる。			
仮貯蔵仮取扱承認申請		5,400	備考1			
水張検査	容量 1万L 以下	6,000	2百万を超えた場合は、			
	1万を超え百万L以下	11,000	15,000円+百万毎に			
	百万を超え2百万以下	15,000	4,400円を加算する。			
	2百万を超えるもの	備考1				
水圧検査	容量 600L 以下	6,000	備考2			
	600を超え1万L以下	11,000	2万を超える場合は、			
	1万を超え2万以下	15,000	15,000円+1万毎に			
	2万を超えるもの	備考2	4,400円を加算する。			
柏市火災予防条例第47条の2の規定による手数料		水張検査			6,000	
		水圧検査	容量600以下		6,000	
			600を超えるもの		11,000	